

五監公告第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年5月29日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 渉

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

教育委員会 図書館

4. 監査の範囲

令和元年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和2年4月28日～令和2年5月28日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合しおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとき、又は同条第15項の規定により当該勧告に基づき必要な措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 図書館は、消防法施行令で定めのある防火対象物として、定期的に消火訓練等を実施しなければならないが、五泉市立図書館では近年実施されていない。市民の安全を守るため、規定のとおり適切な管理に努められたい。
- ② 文書管理台帳について、簿冊登録漏れが多数見受けられる。五泉市文書規程第48条第4項による適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

スマートフォン等の普及により、近年、若者を中心に読書離れが進んでいる。読書活動は言葉を学び、表現力を高める大切なことであるため、先進自治体の取り組みなどを参考に、引き続き若者や子どもを呼び込む対策に努めていただきたい。